

## 第 241 回社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り開催） の概要について

令和 6 年 7 月 3 1 日

社会保障審議会介護給付費分科会会長

田辺 国昭

第 241 回社会保障審議会介護給付費分科会における議題「令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」について、本委員会委員からは以下の意見があった。

（委員からのご意見）

委員名（敬称略）	ご意見
石田 路子	<p>令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査について、調査の目的として「介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行う」ということが記されています。とくに、令和 6 年度調査においては、介護報酬改定として「介護職員等処遇改善加算」への一本化がおこなわれたことがあり、そのために調査項目を見直したうえで、それらの内容や影響を調べることになっています。</p> <p>また、令和 6 年度におけるベースアップや、令和 6 年度の賃上げ促進税制の適用見込みなどを把握するための調査項目も追加されるということです。</p> <p>事業者にとって、処遇改善加算の一本化が、どのくらい成果をあげているのかについては知りたいところです。また、ベースアップの内容や賃上げ促進税制の適用状況が、今回の報酬改定に伴って、どのくらい変化しているのかについても確認したいので、調査の結果を早く知りたいと思います。</p> <p>なお、「調査項目」にある「(2) 従事者票」について、「性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額等」が項目にあげられています。この従事者の内容について、今後さらに外国人介護職が増えていくことが予想されることから、「国籍」の項目を入れることも必要ではないかと感じました。</p>

	<p>今回の調査は「処遇改善加算の影響等の評価」が目的ですが、介護従事者に関する状況を調査していく中で、「従事者の調査項目」に関しては、この先、国籍を聞くことも必要になってくると思った次第です。</p> <p>また一方で、この7月に東京商工リサーチが発表したデータによれば、2024年度上半期における介護事業者の倒産が81件で、これは介護保険制度が始まって以来の最多件数となっている状況は見過ごせません。</p> <p>介護職への処遇改善が続けられていますが、他業種の賃上げが上回っているのが現状です。2024年度の改定で介護報酬はプラス1.59%だったとはいえ、訪問介護は基本報酬が引き下げられました。先の倒産事業者のうち40件が訪問介護事業所であることは、この報酬改定の影響が少なくないことを表わしていると思います。</p> <p>今回の「介護従事者処遇状況等調査」に関して、その結果については、現在もなお苦戦を強いられている介護事業者の実情等のデータと擦り合わせを行いながら、人手不足の解消や物価高騰への対策、介護事業の継続支援などを講じていく必要があると考えます。</p>
伊藤 悦郎	特に意見はございません。
稲葉 雅之	<p>資料2「介護事業実態調査(案)」の4頁、問3にあるベースアップ等による賃金の増加率の記載についてですが、居宅系サービスの実態としては、非常勤の方が非常に多いこと、支給額の中で加算手当等の構成割合が高いこと、事業者毎にその仕組みが大幅に異なることから、より正確なデータが得られるよう回答者が正しく理解し同じ基準のもと回答出来るよう分かりやすい解説を付して頂きたい。</p>
江澤 和彦	<p>資料2問1(5)選択肢2(賃上げ促進税制の対象であるが)適用を受けない予定について赤字の事業所も多くあることから、適用を受けることができない場合も多いと思われます。適用を受けない理由についても、調査すべきと考えます。</p> <p>介護職員等処遇改善加算(新加算)に移行した場合に、これまでの加算の対象職種や配分方法にどのような変化</p>

	<p>が生じた（工夫を行った）かについての実状も把握した方が望ましいと思います。</p>
及川 ゆりこ	<p>訪問介護について、同一敷地内建物等に居住する者を主な対象とする事業所と、それ以外の地域の要介護者を主な対象とする事業所の違いが把握できる設計としていただきたい。</p> <p>例えば、利用者総数に対する同一敷地内建物等に居住する者の割合を確認するなどの工夫をお願いしたい。</p>
大石 賢吾	<p>特に意見はございません。</p>
荻野 構一	<p>特に意見はございません。</p>
奥塚 正典	<p>令和6年度の介護従事者処遇状況等調査につきましては、介護従事者の給与等の引き上げ状況や処遇の状況等を把握するための非常に重要な調査であると考えています。</p> <p>令和3年度の介護従事者処遇改善状況等調査での有効回答率は全体で64.2%と高いとはいえませんが、今回の調査においても、できる限り偏りを無くし、精度を高めるためにも、回答率をアップさせることが大変重要であると考えています。</p> <p>そのため、電子調査のさらなる利用促進や指定権者である都道府県や市町村とも連携した催促など、回答率を上げるための取り組みをお願いします。</p>
長内 繁樹	<p>今回の調査を実施するにあたって、「従事者の状況」の調査項目の中で兼務の状況が削除されているが、調査対象となる事業所への事務負担軽減ということは理解できるものの、削除した結果真に必要な情報が収集できなくなることはないよう、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>また、介護従事者の処遇状況等を調査する際に、加算等の届け出情報のみならず、介護従事者の実収入を確実に</p>

	<p>に捕捉し、介護従事者の給与水準が他業種と比較して低いこと等が分かる調査内容としていただきたい。</p>
<p>鎌田 松代</p>	<p>「処遇状況等調査」の目的は、①処遇改善加算の影響評価、介護報酬改定の基礎資料をつくることと説明されています。</p> <p>2024年度介護報酬改定がどのように反映されたのか、利用者には基本報酬の引き上げ等とともに大きな負担でした。しかし介護職員等の人材確保になるのならと大きな痛みを伴いながらも支払っています。特に訪問介護の基本報酬の引き下げが、訪問介護事業所の経営状況にどのような影響を与えたのか、介護従事者実態調査（案）では訪問介護員の資格と給与の質問がありますが、徹底的な分析をしていただくことを希望します。</p> <p>また、処遇改善加算の一本化や「令和6年度の賃上げ促進税制」の効果が、介護職員等の確保にどのように寄与したのか、報告にあたっては明確で、わかりやすく、簡潔な説明をしていただくことを希望します。</p> <p>在宅介護においては、単身世帯の増加もあり、訪問介護の重要性が今後も高まっていくことが想像されます。ホームヘルパー養成研修は長く実施されていますが、1991年から21年間で、修了者383万人に対して就労者は30万人で、1割にも達しない現実があります。</p> <p>在宅介護の貴重な担い手である訪問介護員の減少は、家族がいる場合は無償介護が増え、介護保険制度での介護の社会化は後退し、ひとり暮らしの人は放置されることにもなりかねません。</p> <p>「処遇状況等調査」のみならず、訪問介護員の安定的な確保につながる研修のあり方の検討のほか、介護報酬の引き上げ、労働形態の見直しなど、実効性のある対策を講じていただくことを要望します。</p>
<p>小林 司</p>	<p>処遇改善は令和6年度改定の重要課題ですので、適切に実態把握できるよう、回収率の向上に努めていただくよう要望いたします。</p> <p>調査結果の公表時期は、少なくとも令和7年3月には公表されるよう、前倒し気味の結果取りまとめに努めていただけますよう、要望いたします。それによって、労</p>

	<p>使による毎年の賃金交渉をはじめ、調査結果がすべての職場でさらなる賃金改善に活用されることを期待いたします。</p> <p>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の届出を行っていない理由を聞く設問があり、今後に向けてとても大切なことだと思います。これに加えて、具体的にどのような加算取得支援があれば届出をすることが可能となるのか、今回の調査票に追加が間に合うのであれば、自由記述欄があっても良いのではと思いました。仮に今回の調査票には含めないこととなっても、加算取得支援の積極的な取り組みを要望いたします。</p> <p>同様に、今回の調査票に追加が間に合うのであれば、介護職員等処遇改善加算に一本化されたことで、事務負担がどの程度軽減されたのかを聞く設問があっても良いのではと思いました。仮に今回の調査票には含めないこととなっても、今後何らか検討いただければと思います。</p>
清家 武彦	<p>令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施については、その調査方法や調査項目など特段の異論はない。</p> <p>本調査の回答率は徐々に低下しつつある。強固なエビデンスを踏まえた議論が可能となるよう、たとえばオンライン回答の積極的な活用を促すなど、回答率の向上に努めていただきたい。</p>
田中 志子	<p>調査票ページ2 問1（5）の処遇改善の税額控除について、そもそも事務的な知識がないと理解が難しい側面があるため、制度の適応の有無が「わからない」という事業所もあるのではないかと。訪問看護や訪問介護の小規模な事業所では、格安請求ソフト、会計ソフトなどを組み合わせて使っていることも多く、税理士からそういった情報やアドバイスが入る場合があるとは考えにくい。したがって、回答の選択肢の「未定」を「そもそも制度が煩雑で理解・対応できない」「制度の理解はあるが未定」などわかりやすく分けて評価してはどうかと考えます。</p>
田辺 国昭	特に意見はございません。

田母神 裕美

人口減少社会において、増大する介護領域のニーズに対応するためには、介護領域で就業する職員確保と定着促進が喫緊の課題である。その上で、各職種が果たしている役割、意義の周知、職員の人材育成の取り組みと処遇改善を含む労働環境の整備が欠かせない。

政府においても、令和6年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げを掲げている。

本調査においては、介護領域で就業する職員の確保・定着に向け、賃金の変化を、介護サービス別、職種別に捉えるとともに、介護従事者に限らず他産業と比較し、分析することが重要である。処遇改善が他産業に比して低調であれば、人材確保困難な状況が増すとともに、人材の流出が避けられない。

医療と介護の複合的なニーズを有する要介護者の地域での療養、暮らしを支えるには、介護領域での看護職員確保が重要である。現在、介護職員等処遇改善加算の対象外となっている訪問看護事業所の看護師等の処遇の状況についても、老健事業や他の調査等をとおして把握いただきたい。

現在多くの看護職員が医療機関で就業しているが、本会が以前実施した調査では、医療機関と比べ介護施設や訪問看護事業所では給与が低い状況にある。

診療報酬ではベースアップ評価料により医療機関の看護職員を含む多くの医療従事者の賃上げが図られているが、訪問看護事業所については介護保険との按分で医療保険の訪問看護分のみの評価となっている。

まずは、介護領域のすべてのサービス、すべての職種の処遇について把握する必要があると考える。

なお、調査の内容については、回答する事業所の負担軽減を図り、回収率を高めるため、厚生労働省の他の調査とリンクにより既に把握されている情報の入力を不要とする等、今後さらなる対応が可能であるかについても検討いただきたい。

<p>鳥潟 美夏子</p>	<p>調査の内容や方法については特段異論ございません。令和6年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、複数あった加算について一本化を行い、またその加算率も高いものとなったと認識しております。</p> <p>これにより、実際に、介護現場で働く方々にとって、処遇改善にどうつながったのか、加算の対象事業者がどう変化したのかといった今般の改定の効果や影響をしっかりとみていく必要があると考えております。介護従事者の処遇実態が的確に把握できるように、有効回答率の向上、施設・事業所別における回答率のばらつきが出ないように、工夫をお願いいたします。</p>
<p>中島 栄</p>	<p>特に意見はございません。</p>
<p>野村 圭介</p>	<p>特に意見はございません。</p>
<p>濱田 和則</p>	<p>特に意見はございません。</p>
<p>東 憲太郎</p>	<p><b>【賃上げ促進税制の設問について】</b></p> <p>資料1の3ページに「令和3年度調査」と「令和6年度調査」の比較表の1番下の「給与等の状況」に新たに「令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込み」の項目が追加されました。具体的な質問項目では、資料2の2ページの間1(5)ですが、そもそもこの「賃上げ促進税制」の制度の詳細を理解している方も少なく、回答の選択肢にある「対象」「対象外」なのかも分からない方が多いと思われるので、ここでは、「知っている」のか「知らない」のかの2択で、その認識を問う設問で十分だと思えます。</p> <p><b>【処遇改善加算の令和7年度への加算額の繰越について】</b></p> <p>資料1の4ページの「令和6年度調査」の上から2番目の枠の赤字「令和7年度への加算額の繰越」について、具体的な質問項目は、資料2の4ページの間3(5)ですが、この調査時点では、年度途中(予定)でもあり、事業所の収支が今後どうなるかわからない状態で、</p>

	<p>回答する方も困惑すると思います。そのような曖昧な回答を集計したところで正確なデータにはならないと考えます。この設問は削除するか、上記と同様に、繰り越せることを「知っている」のか「知らない」のかの2択で、その認識を問う設問で十分だと思います。</p>
古谷 忠之	<p>今回の改定における「処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ」は、若干の要件はあるにしても、柔軟な対応が可能となったことは高く評価できるものであり、待望の改定となったと考えている。さらに、申請様式の簡素化や新加算に対応しやすいように、1年間の経過措置も設けられていることにも感謝している。</p> <p>しかしながら、令和7年度から適用となる「介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）」などの新たに対応すべき課題も用意されている。また、支給条件等の変更が行われたが、事業所によっては、介護職以外の職種へ増額支給するには原資が少なく、どのように対応したらよいのか思案する事業所の声も少ない。</p> <p>今回の改定において、事業所ではどのような方針（目的）をもって賃金規程等の改正を行ったかは大変興味深いところである。具体的にどのような方針・方法で処遇改善を実施したかが明確になる調査が必要と考える。</p>
堀田 聡子	<p>特に意見はございません。</p>
正立 斉	<p>この度の「令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施」につきましては、その調査方法・調査項目等に特段の意見はございません。</p> <p>本調査については、社会的な関心も高く、次期介護報酬改定の議論を行う際の極めて重要な資料となりますので、調査結果に処遇改善の実態が的確に反映されますよう、各事業者団体等の協力を得て、回答率の向上に向け尽力いただくことを要望いたします。</p>
松田 晋哉	<p>特に意見はございません。</p>